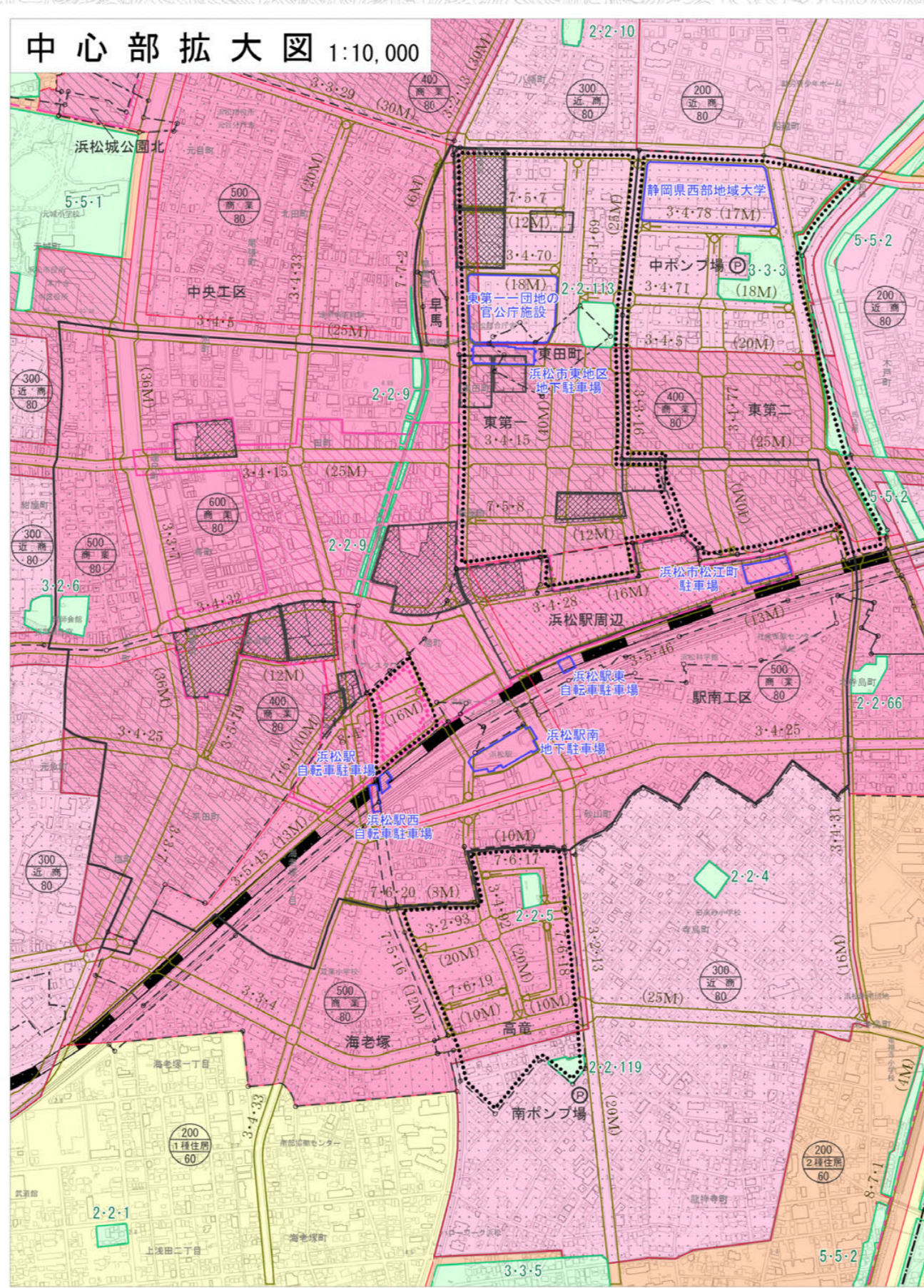


浜松都市計画図(1)



凡		例	
都市計画区域	特別工業地区	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
行政区域	大規模集客施設制限地区	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
市街化調整区域	高度利用地区	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
市街化調整区域	高度利用地区	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
第1種低層住居専用地域	防火地域	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
第2種低層住居専用地域	準防火地域	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
第3種低層住居専用地域	第1種高層住居専用地域	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
第4種低層住居専用地域	第2種高層住居専用地域	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
第1種住居地域	特別緑地保全地区	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
第2種住居地域	臨港地区	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
準住居地域	都市計画道路	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
近隣商業地域	都市計画高速道路	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
商業地域	都市計画公園	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
準工業地域	都市計画緑地	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
工業地域	都市計画墓園	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
工業専用地域	都市計画河川	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
	その他の都市計画施設	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区
	ポンプ場	市施行 施行済地区	市施行 施行済地区

※第1・2種低層住居専用地域の高さの最高限度は、図中に表記がない限り、10mです。※市街化調整区域内の容積率は、一部地区を除き、1.0となります。(建築基準法) ※都市再生特別地区は、令和2年9月1日に設けられました。ただし、建築基準法第60条の2第1項から第5項までの規定の適用については、それぞれ都市計画図において都市再生特別地区として定められている区域及び事項とみなされます。

